

新型コロナウイルス感染症の影響で
事業収入が減少している農業者の皆様へ

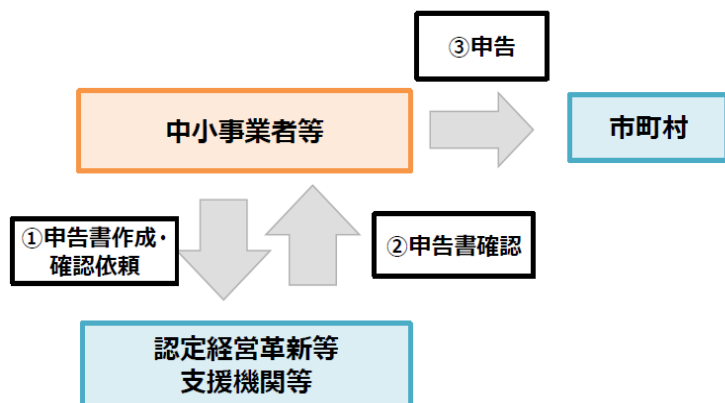


固定資産税等の減免措置のご案内

農業者を含む、新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少した
中小企業者・小規模事業者の、償却資産と事業用家屋にかかる
2021年度の固定資産税及び都市計画税が、事業収入の
減少幅に応じて下記の通り減免されます。

2020年2月～10月までの任意の3カ月間の 事業収入合計額の対前年同期比減少率	固定資産税等の減免率
30%以上50%未満の場合	1/2
50%以上の場合	全額免除

申告の流れ



「認定経営革新等支援機関等」とは

- ①認定経営革新等支援機関
・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）など
 - ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの
・都道府県中小企業団体中央会 ・商工会議所 ・商工会
・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・森林組合
・森林組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会
 - ③認定経営革新等支援機関として認定されていない者で、帳簿の記載事項を確認する能力がある、下記機関又は下記資格を有する者（※）
・税理士 ・税理士法人 ・公認会計士 ・監査法人
・中小企業診断士 ・青色申告会連合会 ・青色申告会
・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・森林組合
・森林組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会
- ※認定経営革新等支援機関に認定されていない税理士等の方も対象です。

本特例の活用には、JA等（認定経営革新等支援機関等）で
必要書類の確認を受けたうえで、**令和3年2月1日までに**
松阪市役所資産税課に申告する必要があります。

【必要書類】

個人の場合	法人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書 ・ 会計帳簿等（月別売上が分かるもの） ・ 青色申告決算書 または白色申告の収支内訳書 ・ 納税通知書 ・ 課税明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業概況説明書 ・ 会計帳簿等 （本年分の月別売上が分かるもの） ・ 法人税申告書別表16 ・ 納税通知書 ・ 課税明細書

※ 上記以外にも書類が必要な場合がありますので、詳しくは裏面の問い合わせ
窓口や松阪市資産税課、JAにご相談ください。

【手続きの大まかな流れ】

申告書の
入手

- 特例の活用を希望する農業者は、自身が対象者であるかを確認したうえで、松阪市のHP等から申告書を入手します。

必要書類の
準備

- 会計帳簿や青色申告決算書など、必要書類を準備します。

申告書の
記入

- 必要書類をもとに、申告書に①事業収入割合の減少の状況、②特例対象資産の内容、③自身が対象者であることの誓約を記入します。

支援機関に
提出

- お近くの支援機関を探していただき、その支援機関に問い合わせたうえで、必要書類の確認を受けてください。
※感染防止対策のため、予約制や受付日程設定等を行っている場合があります。

支援機関の
確認

- 支援機関が申告書の内容を確認します。問題がなければ、申告書は支援機関の押印等を受けたうえで、必要書類とともに返却されます。

市町に
提出

- **令和3年2月1日までに**、松阪市に申告書と必要書類を提出します。

納税通知書
の受取

- 2021年4月頃に、減免措置を受けた納税通知書が届きます。

【本特例措置に関する問い合わせ窓口】

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口

電話：0570-077-322

受付時間：9：30～17：00（平日のみ）

※ 右のQRコードから中小企業庁の制度説明のページが閲覧できます。



詳しくは松阪市役所資産税課へお問い合わせください。

電話：0598-53-4033

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/13/koteikeigen.html>